

平成 25 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス テ ー ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 広 田 靖 治
(コード番号：3186 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 安 藤 弘 志
(TEL. 052-979-6531)

株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 5 日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式の分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、流動性向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 11 月 30 日（土）を基準日（但し、当日は振替機関及び口座管理機関の休業日のため手続き上は平成 25 年 11 月 29 日（金曜日）になります。）として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社株式を、1 株につき 3 株の割合をもって分割いたします。

なお、本分割により、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値を高めるべく、業績の向上に努め、望ましいとされる投資単位の水準への移行とその維持に努力してまいります。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	:	3,308,500 株
② 今回の分割により増加する株式数	:	6,617,000 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	:	9,925,500 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	:	30,048,000 株

(注) 上記発行済株式総数は、平成 25 年 11 月 5 日現在であり、今後新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

① 基準日公告日 平成 25 年 11 月 13 日（水曜日）

② 基準日 平成 25 年 11 月 30 日（土曜日）

(注) 当日は振替機関及び口座管理機関の休業日のため手続き上は平成 25 年 11 月 29 日（金曜日）になります。

③ 効力発生日 平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）

(4) 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 12 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

	調製前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権	250 円	84 円
第 2 回新株予約権	250 円	84 円
第 4 回新株予約権	250 円	84 円
第 6 回新株予約権	450 円	150 円

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、当社定款第 5 条で定める発行可能株式総数の変更をいたします。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しています)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第 5 条 当会社の発行可能株式総数は <u>10,016,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当会社の発行可能株式総数は <u>30,048,000 株</u> とする。
(新設)	附則 <u>第 6 条 第 5 条の変更は、平成 25 年 12 月 1 日より効力を生じるものとする。なお、本条は効力発生日後これを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更取締役会決議日 平成 25 年 11 月 5 日（火曜日）

定款変更効力発生日 平成 25 年 12 月 1 日（日曜日）

以上